町設置型合併浄化槽設置しませんか？

～合併浄化槽は汚染される河川水質を浄化する唯一の解決策です～

チェック↓

人槽区分により分担金を納めていただき、町が浄化槽設置工事を行います ☐

分担金を軽減します！ ☐

令和9年3月（令和8年度）まで下表のとおり軽減します。

人槽区分	申請者負担の分担金	（軽減前）	エコ補助金
5人槽	150,000円	←250,000円	60,000円
7人槽	210,000円	←350,000円	70,000円
10人槽（2世帯住宅等）	300,000円	←500,000円	80,000円

☐

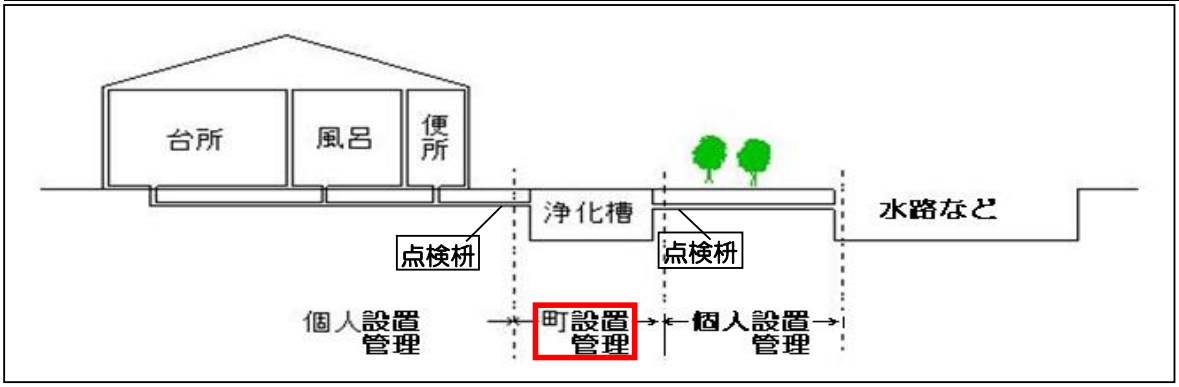

チェック↓

※町実施工事は、浄化槽本体の設置のみです。配管工事等は個人負担ですので、個人で業者に依頼をお願いします。役場申請前に業者に見積もりをとってください。 ☐

※町が行う浄化槽設置工事には人槽毎に工事基準額が設定されています。基準額超過の場合は個人負担となります。工事基準額は下記のとおりです。
5人槽:88万2千円・7人槽:108万円・10人槽:140万4千円 ☐

※駐車場仕様は個人負担となります。 ☐

※農地には設置出来ません。農地転用の手続きが必要となります。 ☐

単独浄化槽、撤去します！ ☐

転換工事に伴う単独槽の撤去費用を 最大10万円 まで 補助します

・単独浄化槽、汲取槽から合併浄化槽に入替えの場合、**エコ補助金** が出ます ☐

★ただし、**年度内（令和8年3月31日まで）に使用開始し、単独浄化槽や汲取槽の撤去が原則条件**です。【注意】撤去前後の写真添付が必要です

※次年度以降の補助事業継続は未定です。ご注意ください。

今年度の申請締め切りは令和7年12月22日（月）です。 ☐

※受付は**2月末までに完成する工事が対象**となります。

申請から工事着工までは、書類審査や現地測量等の都合上1～2ヵ月程度要しますので早めの計画、申請をお願いします。

チェック↓ □

【事業の流れ】

設置の申請 所定の申請書を役場（建設水道課管理係）へ提出してください。

↓

調査・測量 お宅を訪問し、状況確認や工事設計にかかる測量を行います。

↓

計画承認 分担金納入 設計書が出来上がったら、設置工事計画書を通知し、申請者の承認を求めます。計画書承認後、分担金を納めていただきます。

↓

設置工事 町で決定した業者が浄化槽設置工事を行います。

↓

排水管つなぎこみ 申請者が選定した業者により、排水管のつなぎ込みをしてください。

↓

使用開始 使用開始届を提出して下さい。
※工事完了日から1年以内に使用開始していただく必要があります。

↓

使用料納入 浄化槽使用開始日の属する月分から、使用料を納めていただきます。
※2か月毎に口座振替もしくは使用料の請求がなされます。
※開始時期により、最初の引き落としは3か月分となる場合があります。

↓

維持管理 浄化槽の維持管理は町が業者に委託して行います。
業者が定期的に訪問し、維持管理や清掃、検査を行います。

【そ　の　他】

チェック↓ □

●申請から着工までの期間

工事発注時期は、申請状況に応じて町で調整します。
申請者の都合がある場合は、早めの申請と使用開始日程などを申告してください。
なお、急きょ設置を希望する場合は、事前にご相談ください。都合に添えるよう努めます。

●使用料について

浄化槽は町所有のため、使用料を納めていただき、使用となります。
維持管理（保守点検、清掃、法定検査等）は町で行います。維持管理業者が費用を請求することはありません。ただし、次の費用は使用者の負担となります。

・電気、水道代
・使用者の責による修繕費
　例1：使用が適正でなく、必要以上に清掃が必要となった場合
　例2：駐車場仕様でないにもかかわらず、浄化槽に荷重をかけ破損させた場合

人槽区分	使用料（月額）
5人槽	3,800円
7人槽	4,600円
10人槽	5,500円

★ご相談、お問い合わせは
下仁田町役場　建設水道課　管理係
電話　82－2111（内線427）
直通64－8807

当事業について、説明を受けました。
（申請者の代理で説明を受けた場合は、申請者にこの内容を説明いたします。）

令和　　年　　月　　日

署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿